

財務省告示第三百三十五号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵	省令第三十号）第四條第三項の規定に基づき、平	成十六年七月二十六日に発行する利付国債の発行	条件等を次のとおり告示する。	平成十六年七月二十三日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記	利付国庫債券（十年）（第二百六	十一回）	財政法（昭和十二年法律第三	十四号）第四條第一項及び平成	十六年度における財政運営のた	めの公債の発行の特例等に關す	る法律（平成十六年法律第二十	二号）第二條第一項並びに財	融資金特別會計法（昭和二十	六年法律第一百号）第十一條第	一項	社債等の振替に關する法律（平	成十三年法律第七十五号）以	下	の振替法の適	用等	三	四 発行方法	五 発行額
<p>の六年一度の発行の特例等に關するため</p> <p>十一年に於ける財政運営のた</p> <p>ついで、千四百六十</p> <p>定に基き、發行する利付</p> <p>うち、財政法第四條第一</p> <p>額、金額で一兆九千億</p> <p>方法による發行</p> <p>引受けに關する契約を締結する</p> <p>の間に、国債の募集の取扱い及び</p> <p>を目的として組織される団体と</p> <p>国債の募集の取扱い及び</p> <p>機關は、日本銀行とする。</p> <p>用を受けるものとし、その振替</p> <p>の振替法（という。）の規定の適</p> <p>成十三年法律第七十五号）以下</p> <p>社債等の振替に關する法律（平</p> <p>一項</p> <p>六年法律第一百号）第十一條第</p> <p>融資金特別會計法（昭和二十</p> <p>二号）第二條第一項並びに財</p> <p>る法律（平成十六年法律第二十</p> <p>め、公債の発行の特例等に關す</p> <p>十六年度における財政運営のた</p> <p>財政法（昭和十二年法律第三</p> <p>十四号）第四條第一項及び平成</p> <p>十六年七月二十六日に発行する利付国債の発行</p> <p>条件等を次のとおり告示する。</p> <p>平成十六年七月二十三日</p> <p>財務大臣 谷垣 禎一</p>																										

六 払込金額  
 七 最低額面金額  
 八 振替単位  
 九 発行の価格  
 十 利率  
 十一 経過利率  
 十二 払込み

法律第二條第一項の規定に基づき、発行する利付国債については、は、額面金額で一兆五千七百九十億二千四百四十八万五千二百四十四億四千八百二十五万二千四百四十四円。振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年七月二十六日

(一) 年 銭 額 平 成 十 六 年 七 月 二 十 六 日  
 一・八パーセント  
 額に追加、次の算式により算出する。期日に払込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるに、座の記載又は記録されるもの座に記載又は記録されるものに、ついで、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額の二十を乗じた金額

十三 初期利子

（ただし、当該国債を発行時  
に、おいて、当該国債が非居住  
者又は外国人である場合、に  
は、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出し  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額）を控除  
することができる。  
平成十六年十二月二十日を  
期とし、次の算式により算し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五 償還金額  
十六 償還金額  
十七 元利支額

平成十六年六月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

十八 払込期日

平成十六年七月八日から平成十  
六年七月二十日まで

十九 払込期日

平成十六年七月二十日